

議案第33号

幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例

幕別町都市公園等条例（昭和52年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条の5に次の1項を加える。

6 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

別表第3中備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

区分		単位	金額
公園施設を設置する場合		その都度町長が定める。	
公園施設を管理する場合			
電柱等	第1種電柱	1本につき1年	300円
	第2種電柱		470円
	第3種電柱		630円
	第1種電話柱		270円
	第2種電話柱		440円
	第3種電話柱		600円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3円
	地下に設ける電線その他の線類		2円
	地上に設ける変圧器	1個につき1年	270円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	160円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	540円
162円			
地下埋設物等	外径0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	11円
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		16円
	外径0.1メートル以上0.15		24円

	メートル未満のもの		
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		33円
	外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		49円
	外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		65円
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		110円
	外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		160円
	外径1メートル以上のもの		330円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	230円
露店その他これに類するもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	7円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	67円
集会、展示会、興行等	行為のための占有	占用面積1平方メートルにつき1日	7円
	仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき1月	67円
標識		1本につき1年	440円
工事用施設及び工事用材料置場		占用面積1平方メートルにつき1月	67円
その他の行為又は工作物及び施設		その都度町長が定める。	

別表第3備考4を次のように改める。

- 4 占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の幕別町都市公園等条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第2

項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可される使用料について適用し、施行日前に許可された使用料については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に占有の許可を受けた1月以上継続して占有する物件で施行日以後引き続き占有するものに係る平成30年度以後の年度分の使用料は、改正後の条例の規定により算定して得た額とする。